

28 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報の発表区分について

(国土交通省関係)

要望内容

行政区ごと大雨及び洪水に関する気象警報・注意報の発表

(要 旨)

気象警報・注意報は、行政区を有する政令指定都市や合併により広大な面積を有する市町村に対しても、均一的に市町村単位での発表が基本とされているため、市域の大きさや地形による気象状況の違いなどが十分に反映されていないものとなっています。

一方、本市は市域も広く、雨の降り方など気象条件も地域によって差があるため、区単位で災害対応を行うこととしており、大雨・洪水注意報の発表時には、注意体制を敷き、早期の情報収集に努め、また、大雨・洪水警報の発表時には警戒体制に移行し、災害発生に警戒するとともに、住民に対して自主的な避難の呼び掛けを行う注意喚起を行っているところですが、例えば、市域の北部にある安佐北区の一部のみで強い降雨がある一方で、降雨が全く無い南部においても、市全体に注意報や警報が発表されています。

このような状況が度重なると、住民の大雨・洪水注意報や警報に対する警戒感の低下や、これに基づいて発信する注意喚起などの本市の防災情報に対する信頼感の低下を招きかねず、ひいては、避難指示等に基づく住民の避難行動が適切に行われなくなることが懸念されます。

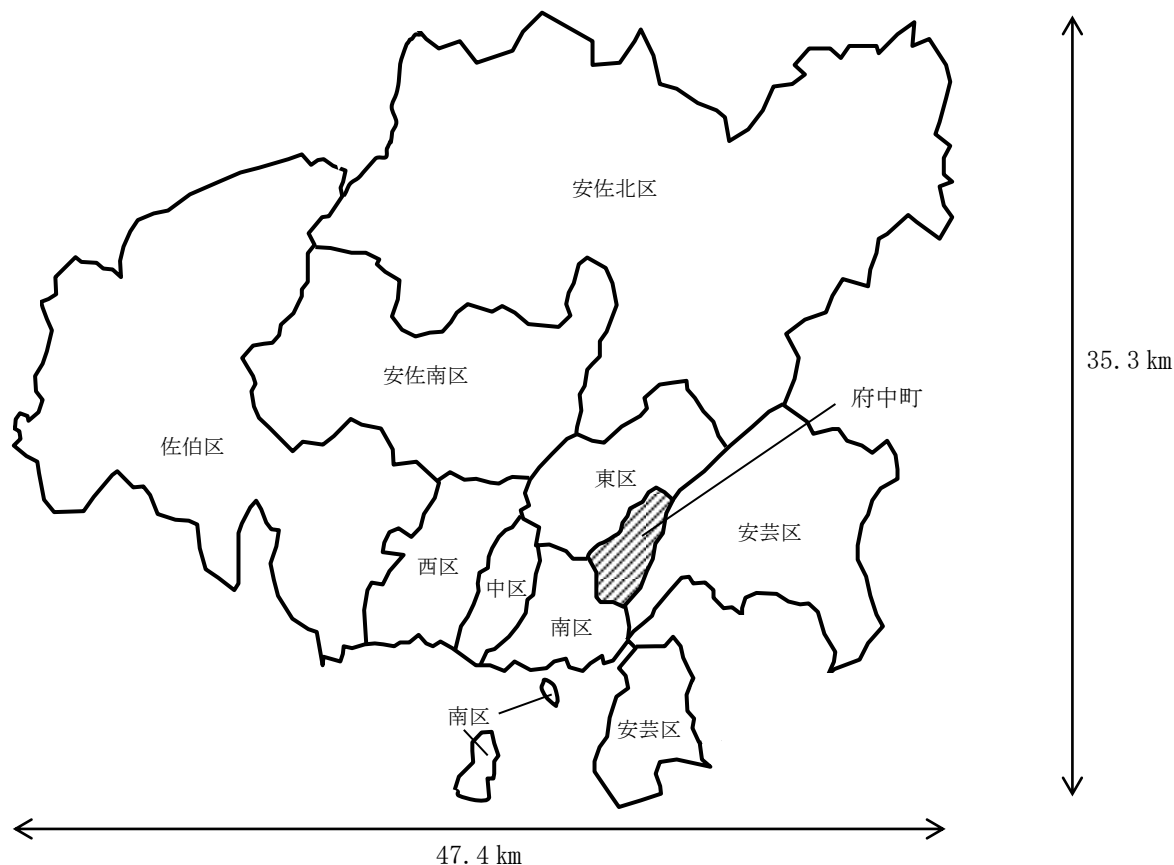
気象庁におかれては、土砂災害警戒判定メッシュ情報に加え、浸水害の危険度分布や洪水の危険度分布など、よりきめ細かで分かりやすい危険度に関する情報提供を行うこととされていますが、これらの情報を住民が積極的に取得し、適切な避難行動に繋げるためには、住民が普段から馴染みのある大雨・洪水注意報や警報を危険度の高まった地域に対して発表することが肝要であると考えております。

こうした中、令和3年6月からは、土砂災害発生危険度が高まった場合に広島地方気象台及び広島県が共同で発表する土砂災害警戒情報について、本市に対しては行政区ごとに発表されることとなりました。

つきましては、大雨及び洪水に関する気象警報・注意報についても現行の市町村単位の二次細分区域を更に細分化した行政区ごとに発表が行われるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

広島市の面積と人口



| 区分 | 広島市 | 中区 | 東区 | 南区 | 西区 | 安佐南区 | 安佐北区 | 安芸区 | 佐伯区 |
|----------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 面積(km ²) | 906.69 | 15.32 | 39.42 | 26.46 | 35.61 | 117.03 | 353.33 | 94.08 | 225.43 |
| 人口(人) | 1,192,589 | 136,234 | 119,561 | 142,326 | 188,613 | 244,581 | 142,050 | 78,614 | 140,610 |

※1 面積は、令和2年10月1日現在
(国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」より)

※2 人口は、令和3年3月末現在(外国人を含む)